

(電気事業託送供給等収支計算規則の一部改正)
 第三条 電気事業託送供給等収支計算規則(平成十八年経済産業省令第二号)の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(収支計算書の公表等) 第四条 事業者は、当該事業者の事業年度経過後四月以内に法第二十二條第二項の規定による公表をしなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期間内に同項の規定による公表をすることが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期間内に公表をしなければならぬ。</p> <p>2・3 [略]</p>	<p>(収支計算書の公表等) 第四条 事業者は、当該事業者の事業年度経過後四月以内に法第二十二條第二項の規定による公表をしなければならない。</p> <p>2・3 [略]</p>

(みなし小売電気事業者部門別収支計算規則の一部改正)
 第四条 みなし小売電気事業者部門別収支計算規則(平成二十八年経済産業省令第四十五号)の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(部門別収支計算書の提出) 第四条 事業者は、旧法第三十四條の第二項の規定による提出をしようとするときは、第二条の規定により整理した様式及び前条に規定する証明書を当該事業者の事業年度経過後四月以内に提出しなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期間内に同項の規定による提出をすることが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期間内に提出しなければならない。</p>	<p>(部門別収支計算書の提出) 第四条 事業者は、旧法第三十四條の第二項の規定による提出をしようとするときは、第二条の規定により整理した様式及び前条に規定する証明書を当該事業者の事業年度経過後四月以内に提出しなければならない。</p>

(ガス事業会計規則の一部を改正する省令の一部改正)
 第五条 ガス事業会計規則の一部を改正する省令(平成二十九年経済産業省令第十八号)の一部を次のように改正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>附則 第四条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 旧簡易ガスみなしガス小売事業者は、前項の資産額報告書及び収支計算報告書を、毎事業年度経過後三月以内に指定旧供給地点を管轄する経済産業局長に提出しなければならない。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期間内にこれらの報告書を提出することが困難であるときは、当該経済産業局長が当該事由を勘案して定める期間内に提出しなければならない。</p>	<p>附則 第四条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 旧簡易ガスみなしガス小売事業者は、前項の資産額報告書及び収支計算報告書を、毎事業年度経過後三月以内に経済産業局長に提出しなければならない。</p>

附則
 この省令は、公布の日から施行する。

告 示

○経済産業省告示第百二十一号

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための特定計量器検定検査規則の特例に関する省令(令和二年経済産業省令第五十二号)第二条第一項及び第二項の規定に基づき、同項の経済産業大臣が定める期間を次のように定める。

令和二年五月二十九日

経済産業大臣 梶山 弘志

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための特定計量器検定検査規則の特例に関する省令(令和二年経済産業省令第五十二号)第二条第一項及び第二項の規定に基づき、同項の経済産業大臣が定める期間を次のように定める。

令和二年五月二十九日

経済産業大臣 梶山 弘志

○経済産業省告示第百二十二号

ガス事業会計規則(昭和二十九年通商産業省令第十五号)第十四条第一項、電気事業会計規則(昭和四十年通商産業省令第五十七号)第三十九條、電気事業託送供給等収支計算規則(平成十八年経済産業省令第二号)第四条第一項、みなし小売電気事業者部門別収支計算規則(平成二十八年経済産業省令第四十五号)第四条第一項、ガス事業会計規則の一部を改正する省令(平成二十九年経済産業省令第十八号)附則第四条第三項、みなしガス小売事業者部門別収支計算規則(平成二十九年経済産業省令第二十一号)第四条第一項及び第七條並びにガス事業託送供給収支計算規則(平成二十九年経済産業省令第二十三号)第八条第一項(同規則第十条において読み替えて準用する場合を含む)の規定に基づき、各条項の事由及び経済産業大臣又は経済産業局長が定める期間を次のように定める。

令和二年五月二十九日

経済産業大臣 梶山 弘志